

ISSUE BRIEF

諸外国の若年雇用政策

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 410(Jan.29.2003)

OECD 諸国における若年労働市場の動向

- 1 壮年失業との関係
- 2 在学という要素
- 3 景気変動との関係
- 4 少子化の影響

OECD 諸国における若年雇用政策への公費支出

OECD 諸国における若年雇用政策の展開

- 1 労働力供給側への政策
 - (1) 学校から職業への移行を支援する政策
 - (2) 失業対策
- 2 労働力需要側への政策
 - (1) 直接的雇用創出政策
 - (2) 労働条件に関する政策

若年失業の何が問題なのか - 結びにかえて -

付表 1 OECD 諸国の最近の若年雇用政策一覧

付表 2 欧米の若年雇用政策の分類と評価

参考文献(ブックガイド)

社会労働課

やなぎさわふさこ いだ あつひこ
(柳沢 房子・井田 敦彦)

調査と情報

第 4 1 0 号

Some parts of this text are extracted from the *OECD Employment Outlook: 2002* Edition, from page 20 to 60: "A better start for youths?" Copyright, 2002 translated under the responsibility of Fusako Yanagisawa and Atsuhiko Ida.

The OECD is not responsible for the quality of the Japanese translation and its coherence with the original text.

Japanese translation rights arranged through the OECD Tokyo Centre.

近ごろ日本でもフリーター等が問題となり、若年雇用政策が関心を呼んでいる。片や欧米では若年失業は積年の課題であり、幾多の取組みが行われてきた。とすれば日本の若年雇用政策を考える上で国際比較の視点は有益であろう。本稿では欧米を中心とする OECD 諸国¹について、まず近年の若年労働市場の動向を分析し、次いで若年雇用政策への公費の支出状況を見た上で、若年雇用政策の具体的な展開を追ってゆく。資料として主に 2002 年の OECD *Employment Outlook* (『雇用概観』)²を用いる。

OECD 諸国における若年労働市場の動向

この章では統計を用い、OECD 諸国における若年労働市場の全体的動向について述べる。指標として主に失業率を用いる。「若年」は 24 歳までとする。若年には学生が多いことに鑑み、若年を 10 代と「成人」若年(ここでは 20-24 歳とする)に分け、成人若年を主な検討対象とする。期間は主にここ 20 年とする。労働市場は景気変動に左右されやすいことに鑑み、いずれも多く OECD 諸国における景気の回復期(谷から山への時期)である 1983-1990 年と 1993-2000 年とを比較する方法をとる。

1 壮年失業との関係

若年の失業率は壮年(25-54 歳)の失業率の 2 倍以上に達する。2000 年の OECD 諸国平均では、成人若年(20-24 歳)の失業率は壮年の失業率の 2.1 倍だった(最大のイタリアで 3.4 倍、最小のドイツで 1.1 倍、日本は 2.1 倍)³。この数値の 1983-2000 年の推移を見ると、英米では 1990 年代に悪化し、独仏では改善している⁴。一方で若年(15-24 歳)失業率そのものの推移を見ると、英米では 1990 年代に改善し、独仏では悪化している⁵。この逆転の意味するものは、英米では若年失業が減ったにもかかわらず、それ以上に壮年失業が減ったということ、あるいは壮年失業の減少に比べて若年失業の減少の度合いが鈍いということである。また独仏では若年失業が増えたにもかかわらず、それ以上に壮年失業が増えたということ、あるいは壮年失業の増加に比べて若年失業の増加の度合いが鈍いということである。すなわち英米では市場原理に対する志向が強く、自由競争の中で全体の失業率が改善した反面、経験と技能に劣る若年がやや疎外された可能性がある。独仏では失業

¹ OECD (経済協力開発機構)には、欧米を中心に次の 30 カ国が加盟している。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス及びアメリカ。OECD は経済社会の諸問題に関し、政策協調を図るための協議の場を提供するほか、研究分析や政策提言を行っていることから、世界最大のシンクタンクと言われることもある。

² "Chapter 1.2. A better start for youths?" OECD *Employment Outlook 2002*, 2002.7, pp.20-60.

³ "Table 1.B.1." Ibid., pp.53-54.

⁴ "Chart 1.2." Ibid., p.22. (1983-1990 年の平均値と 1993-2000 年の平均値を比較している。) p.22 にないイギリスについては、Ibid., pp.53-54 により筆者が推計。ここには 10 代のデータもある。

⁵ OECD *Labour Force Statistics 1981-2001*, 2002.7, pp.345-407 より、筆者が 1983-1990 年の平均値と 1993-2000 年の平均値を比較。

率が悪化した。若年は壮年に対して不利ではない⁶。なお日本では若年失業率は 1990 年代に大きく悪化し、壮年失業率に対する成人若年の失業率も悪化している。また若年失業に占める長期失業の割合について、ほとんどの OECD 諸国で改善しているにもかかわらず、日本では 1990 年代に悪化している⁷。

2 在学という要素

若年が在学している場合、その不就業はあまり問題にならないようにも思える。例えば 2000 年の日本では、在学中の就業者は若年（15-24 歳）人口の 9.1%、在学中の失業者（求職活動を行っている者）は 0.4%に過ぎず、52.5%は就業も求職もしていない非労働力人口である。しかし例えばオランダ、デンマークではこの数値は逆転する。それぞれ 33.4%、35.3%の成人若年（20-24 歳）が在学しながら就業し、1.8%、3.4%の成人若年が在学しながら「失業」している⁸。この点に関し、日欧の高等教育（大学）卒業者の仕事内容を比べると、欧州では大半が専門職で、仕事内容と大学教育との関連が強いとの指摘がある⁹。

一方、在学も就業もしていない成人若年（これには求職はしている失業者と、求職もしていない非労働力人口がある）の割合は、OECD 諸国平均で成人若年全体の 7.3%（失業者）17.2%（非労働力人口）に達する。日本は各々 3.7%、8.8%である（2000 年）。いずれも英米独仏よりは低い¹⁰。1983-2000 年の推移を見ると多くの国ではこの割合は改善している¹¹。

3 景気変動との関係¹²

若年失業は景気変動に比較的敏感であるとされる。確かに OECD 諸国でも、景気後退期における若年失業率の上昇は、壮年失業率の上昇を若干上回る傾向があるように思える。しかし失業者数に占める若年の割合は、景気後退期にむしろ低下することがある。これは若年の失業率がもともと壮年よりもかなり高いためである。壮年失業率に対する若年失業率（壮年の何倍になるか）を見ると、1973-1977 年の景気後退期には急上昇し、1977-1979 年の景気回復期には低下している。しかし 1980 年代からはこうした循環的傾向はほとんど見られない。また OECD 諸国における成人若年の就業率¹³を見ると、1993 年には 1983 年を下回り（いずれも多くの国で景気の谷に近い時期）、2000 年にも 1990 年を下回った（景気の山に近い時期）。日本については次のような指摘がある¹⁴。これまでも景気の一時的な

⁶ 三富紀敬「欧米の労働市場と規制緩和 - アングロサクソン・モデルの検証 - 」『法経研究』44 巻 1 号、1995.4, pp.167-195 などを参照した（ただし上記には若年失業についての直接の言及はない）。

⁷ “Chart 1.3.” OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.23. 長期 (long-term) とは 6 ヶ月以上と思われる。

⁸ “Table 1.5.” (在学中の就業・失業、2000 年) OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.24.

⁹ 小杉礼子「経済教室 学卒者の就労、再設計を」『日本経済新聞』2002.5.21.

¹⁰ “Table 1.6a.” (在学も就業もしていない若年成人、2000 年) OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.25.

¹¹ “Chart 1.4.” (上記の推移、1983-2000 年) OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.28. ここに日本のデータはない。

¹² この節では、特に脚注を入れている部分を除き OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.22, pp.28-29 を参照している。

¹³ ここでは、人口に占める雇用されている者の割合 (employment/ population ratios) をいう。

¹⁴ 玄田有史『仕事のなかの曖昧な不安 揺れる若年の現在』中央公論新社、2001.12, pp.51-52, 66-71.

減退によって若年採用が抑制される傾向はしばしば見られた。しかし現在深刻化しつつある若年の雇用機会の減少は不況による一時的な現象ではなく、長期に継続する構造的現象となりつつある。その背景にあるのは進展する労働市場の中高年齢化と、その中高年が維持する強固な雇用の既得権である。ただ、この傾向はむしろ欧米先進国に共通している。

4 少子化の影響¹⁵

OECD 諸国の労働力人口（15-64 歳）に占める若年（15-24 歳）の割合は、1970 年代をピークとして 2000 年までに 25% 近く低下した。いくつかの国では 2020 年にかけて、より大きな低下が予測されている。壮年人口（25-54 歳）に対する若年人口が最大になったのは、日本では 1960 年代、アメリカ、フランスでは 1970 年代、イギリス、ドイツでは 1980 年代である。日本では 2000 年までに、ピーク以来の落ち込みが 40% を超えた。

同世代の人口の多寡が就職にどう影響するかということに関しては、特に 1980 年代に多くの研究がある（いわゆる「世代的混雑」の効果）。「大団体のメンバーは労働市場に入る際に、比較的高い失業と比較的低い賃金の一方又は双方を経験する」という合意が、これら諸研究の間には存在するようにも思える。しかし逆に、若年の集団が大きければ若年失業率はより低いということも起こり得る。例えばアメリカにおいては、ビジネスが若年大団体の需要により活性化し、大団体とともに諸分野において拡大していき、そうした分野における失業の一般的な低下を導いた可能性がある。ヨーロッパではこうしたメカニズムは、1990 年代の 아일랜드において見られ、効果があったとされる。

OECD 諸国における若年雇用政策への公費支出¹⁶

OECD 諸国における若年雇用政策への公費の支出額は、平均¹⁷で各国の GDP（国内総生産）の 0.11% 程度であるが、フランス（0.41%）、イタリア（0.25%）、フィンランド（0.20%）、イギリス（0.15%）などではこれを大幅に上回り、オランダ（0.04%）、アメリカ（0.03%）、ノルウェー（0.01%）、日本（-）¹⁸などではこれを大幅に下回っている（1999 年）¹⁹。各国

¹⁵ この節では“Box 1.1.” OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.21 を参照している。

¹⁶ この章では OECD *Op. cit.* (脚注 2), pp.29-31 を参照している。

¹⁷ “Chart 1.5.” (若年雇用政策費と若年失業率の 1985-1999 年の推移) OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.29. ただし OECD 15 カ国の平均である（フランス、フィンランド、イギリス、オランダ、ノルウェー、アメリカを含むがイタリアと日本を含まない）。脚注 19 の表を用いて若年雇用政策費のデータのある全 25 カ国（イタリアと日本を含む）平均を試算することは可能であるが（ちなみに GDP の 0.086%、ただし 1999 年のデータのないベルギーとギリシャについてはそれぞれ 1997 年、1998 年の数値を使用）本文で次に 1985-1999 年の推移について述べる関係から、ここには 15 カ国平均を記す（脚注 19 の表では長期の推移が読めない）。

¹⁸ OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.328 の表のママ。ごく少ない、数値化不能ということか。

¹⁹ “Table H.” (各国の雇用政策費の対 GDP 比及び政策への参加者数の対労働力人口比) OECD *Op. cit.* (脚注 2), pp.325-332. なお若年雇用政策のカテゴリーの小分類として、a) 若年失業者及び社会的に不利な状況にある若年のための政策と、b) 訓練生制度及び関連する形態の一般若年訓練がある（本稿を見よ）。なお若年雇用政策と失業補償とは別カテゴリーであることから、例えば若年に対する失業保険給付は若年雇用政策費には含まれていないと思われる。この章の分析はこうした「若年」雇用政策の定義の問題（一般向け政策との区別の曖昧さ）を割り引いて考える必要がある。

の若年（15-24歳）失業率を見ると、平均 12.5%、イタリア 31.1%、フランス 26.5%、フィンランド 21.5%、イギリス 12.3%、アメリカ 9.9%、ノルウェー 9.6%、日本 9.3%、オランダ 7.4%である（1999年）²⁰。

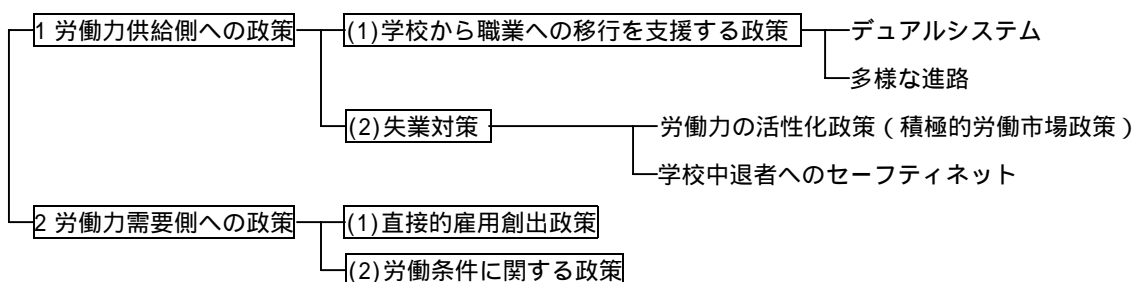
1985-1999年の若年雇用政策費の動向を見ると、OECD平均は対GDP比 0.085%から 0.125%程度で推移している²¹。これに若年失業率の推移を重ね合わせて見ると、両者はほぼシンクロしつつ波動を描いており、「大まかな」相関関係が見て取れる。こうした相関関係が生じるのは、失業率が高まると雇用政策が法規により（例えば一定期間以上の失業者は職業訓練への参加を義務づけられる等）あるいは時の政府の判断により、発動されるためである。例えば 1990-1993年の景気後退期には、拡大又は新たに導入された若年雇用政策が多数ある。1989-1999年で見ると、若年失業率の増加に合わせて若年雇用政策費の対GDP比を増やした国としてはフランス、ドイツ、フィンランドなどがある。逆に失業率の減少に合わせてこれを減らした国としてはノルウェー、オランダ、デンマークなどがある。

ただしこれらの所見から、「若年雇用政策は若年失業率の低下をもたらすか」ということを考える場合には、次の諸点に注意を要する。すなわち効果的な雇用政策は必ずしも大規模な支出を要するものばかりではないこと、政策の効果の全容は実際には何年も経過しないと分からないこと、景気の回復によって失業率が低下する場合があるので高支出と低失業率との結びつきは常には生じないことなどである。

1995年以降のOECD平均²²では、若年失業率が減少傾向にあるにもかかわらず若年雇用政策への公費支出は変わらず、1999年にはむしろ増加した。これはイギリス、ドイツ、フランスなどで新たに導入・拡大された若年雇用政策があるためである²³。

OECD 諸国における若年雇用政策の展開

この章ではOECD諸国における若年雇用政策の具体例について述べる。その際、若年雇用政策について次のような分類を行った²⁴。



²⁰ “Table C.”（各国の失業率、労働力参加率、人口に占める雇用者の割合）OECD *Op. cit.*（脚注 2），pp.307-309。イギリス、アメリカ及びノルウェーは 16-24 歳。平均は全 30 カ国の平均。

²¹ 脚注 17 の表。15 カ国平均。

²² 同上。15 カ国平均。イギリス、ドイツ及びフランスを含む。

²³ 巻末に掲載の付表 1 を参照のこと。

²⁴ 分類に際し三谷直紀「若年労働市場の構造変化と雇用政策 欧米の経験」『日本労働研究雑誌』490号、2001.5、pp.19-32 を参照した。三谷教授の分類は巻末に付表 2 として掲載した。

1 労働力供給側への政策

労働力の供給側（雇われる側、若年）への政策は、若年の就業能力²⁵を質的に高めるための政策である。これには(1)学校から職業への移行を支援する政策と、(2)失業対策がある。

(1) 学校から職業への移行を支援する政策²⁶

学校から職業への移行を支援する政策（Policies to help the transition from school to work）は、学校と労働市場をつなぐための制度的工夫である。ここでは具体的にはデュアル（二元）システムと、学校・訓練からの多様な進路について述べる。

ドイツのデュアルシステムは、週 1-2 日の職業学校における教育と、週 3-4 日の企業における訓練とを同時に行う制度である²⁷。職業学校は義務制である。つまり前期中等教育（中学）修了後、他の後期中等教育（高校）に進学する者を除き全員が進学する。逆に前期中等教育修了者なら誰でも入学できる。学校の施設・設備費、教材費は州政府が負担し、教員の人件費は連邦政府が負担する。学生は同時に企業と 2-3 年半の訓練生契約を結び、企業で働き賃金を受け取り、社会保障制度の対象にもなる。「16-18 歳の 59.2%」が訓練生である（1996 年）²⁸。他にオーストリア、デンマーク、スイスなどがこの制度をもつ。

デュアルシステムをもつ国は一般に、若年失業率が比較的低い。一方、中等教育（中学、高校）段階において職業志向の伝統がなく、正規の労働市場に参入するのが難しい国では進学率が高く、これは学歴のインフレや（イタリア、スペインのように高学歴な方が失業率が高いという）過剰教育を招くとされる。

デュアルシステムによるドイツとオーストリアの訓練生制度（apprenticeship）は、相互に補完し合う諸要素の上に成り立っている。訓練生の賃金は安く（当初は成人の 1/3 で、終了年に 1/2 に達する程度）、これが使用者にとっての訓練生制度の魅力である。訓練生制度によって得られる資格は労働市場で価値があり、これが若年やその親にとっての訓練生制度の魅力である。そしてこのシステムを制度的に支えているのが、業種包括的で強力な使用者団体と労働組合で、両者が訓練生制度での資格を定め、労働市場でのその価値の維持に努めている。若年には取得した資格に応じた雇用と仕事が用意される²⁹。これらの要素のどれも個別に、あるいは政府の出資によって直ちに作られるというものではない。このためイギリスやアメリカのような国の、より規制のない（業種の中での使用者の協力関係がほとんどない）市場では、訓練生制度を推進するためには強制的な努力が必要である。

OECD の多くの国は限られた業種（配管工など手工業的産業分野）では訓練生制度の伝

²⁵ 雇用条件にかなう資格や能力、あるいは就業できる能力。英語の“employability”。三谷 同上 p.31。

²⁶ この項では、第 2 段落について『ドイツの職業訓練 - 公共職業訓練の国際比較 - 』日本労働研究機構、2000.3, pp.79-93 を、第 3 段落以下について OECD *Op. cit.* (脚注 2), p.32, pp.40-42 を参照している。

²⁷ 法的には 1969 年職業教育法（Berufsbildungsgesetz, BGBl. I S. 1112, 1969.8.14）に基づく。国立国会図書館労働課「西ドイツの 1969 年職業教育法」『レファレンス』256 号, 1972.5, pp.67-126 に全訳あり。

²⁸ 日本労働研究機構 前掲(脚注 26) p.83 より筆者が算出。

²⁹ 日本の学歴社会に対して、ドイツやフランスは資格社会といわれることがある。

統をもっている。1980年代後半から、この訓練生制度を拡大する努力が多く国で行われている。具体的には使用者への奨励金、期間の短縮、業種の拡大、年齢制限の撤廃（以上オーストラリアの例）、取得できる資格の価値の向上（フランス）、専門技術への対応（アイルランド）、後期中等教育への統合（ノルウェー）などによる。

訓練生制度の欠点としては、進路を早期に決めるため技術の進歩による労働市場の環境変化に弱いこと、賃金が安いこと失業保険の給付額と競合する可能性があること、特に不況の際に訓練企業を探すのが困難であることなどが挙げられる。

進路を早期に決定し過ぎるといふ訓練生制度の欠点にも関連して、学校・訓練からの多様な進路ということが模索されている。ノルウェーは3年間の中等（高校）教育に公的給付金制度を導入し、ほぼ全ての10代に対し教育を継続する選択肢を与えた。この他OECD諸国では、訓練や資格の幅を広げること（例えば大工、塗装工、煉瓦工...ではなく「建設」）、職業教育に教養科目を導入し一般教育に職業科目を導入すること、中等職業教育から高等教育（大学）に進めるように卒業資格を二重化することなどが行われている。ただこうした試みは、より専門的な技能を求める経営者の要求とは相反することになる。

比較的規制のない市場をもつイギリスでも、使用者の協力の下で職業資格を整備し、その取得に向けた訓練を行おうとする動きが見られる³⁰。一方アメリカでは学校を拠点とした職場体験³¹が行われている。これは日本のインターンシップに近い³²。なお日本の学校による職業紹介制度（学校と企業の継続的な「実績関係」に基づく日本の伝統的制度）は、国際的に高く評価されているという³³。

(2) 失業対策³⁴

失業対策は、若年失業者（及び求職活動すらしていない者）ならびに人種、貧困等のハンデにより失業の危険性が高い若年を対象とする政策である。ここでは具体的には労働力の活性化政策と、学校中退者へのセーフティネットについて述べる。

労働力の活性化政策（Activation strategies to mobilise labour supply）は、「福祉から仕事へ（Welfare to Work）」という方向に労働力の活性化を目指す政策である。すなわち雇用保険など所得保障を行う消極的政策の改革（例えば給付要件の厳格化）と職業紹介、職業訓練など労働力の質を向上させる積極的政策とを組み合わせること（アメとムチ）により、福祉の受給者とその予備軍に就労インセンティブをもたせ、労働市場に参加させるも

³⁰ 井田敦彦「プレミアのニューディール」『調査と情報 - ISSUE BRIEF - 』366号, 2001.7, pp.8-9.

³¹ 三谷 前掲(脚注 24) pp.25-26 は訓練生制度との違いとして次の点を挙げている。 学校が主体的に制度を定めて授業の一環として運用しており、使用者団体と労働組合の関与がない。 学校での教育と職場での訓練の間に密接な関連性がない。 学生個人と企業との訓練契約に基づかない。 修了しても企業横断的に特定業種で認知される資格が得られるわけではない。

³² 日本のインターンシップは企業の社会貢献としての理解が浅く、安価な労働力としてこき使われる事態が起こるなど、問題も指摘されている（「10 ヶ月 社員並み激務 営業こなし時給 138 円」『読売新聞』2002.4.26, 夕刊）

³³ 三谷 前掲(脚注 24) p.31.

³⁴ この項では特に脚注を入れている部分を除き OECD *Op. cit.* (脚注 2), pp.33-35, 42-43 を参照している。

のである（日本と異なり親に依存できない欧米の若年失業者や学校中退者は、やがて福祉の受給者になることが多い³⁵）。これは積極的労働市場政策（Active Labour Market Programmes）ともいわれ、1980年代半ばから多く試みられるようになった。

例えば北欧諸国の youth guarantee（「若年保障」）政策は、失業登録を行い失業保険又は社会扶助³⁶を請求している者と、学校を中退して進学も就業もしていない者「全員」に対して発動し、教育訓練や就業支援を行う。スウェーデンでは1984年に開始された。ノルウェーでも1985年までには事実上の保障を行っていた。デンマークは1996年に若年者の失業保険（又は社会扶助）の受給期間を6ヵ月に短縮し、その6ヵ月経っても仕事の見つからない者に対しては、失業保険の「半額の」手当付きで教育訓練を受けさせることにした。フィンランドは1996年に10代の若年に対する失業扶助を廃止し、1998年には職業資格をもたない25歳以下の若年に対しても、政府の雇用事業や職業訓練に参加しない限り、同様の措置をとった。スウェーデンは1997年に自治体若年責任法を制定し³⁷、若年の失業後90日以内に「地方自治体が」訓練か雇用機会を提供するものとした。さらに自治体には若年がこれに参加しなかった場合、扶助を減額又は廃止する権限が与えられた。

EUは1997年に雇用政策のガイドラインを決定し、その中で加盟国政府に対して、若年の場合には失業期間が6ヵ月になる前に何らかの支援を行うことを求めた。EU諸国のうちオーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン及びイギリスが6ヵ月以内に発動する広範囲な若年向けプログラムをもつ³⁸（イギリスのそれはニューディール政策として知られる）。スウェーデンではもっと短く90日で発動する。フィンランドでは職業資格のない者に対しては直ちに発動する。EU諸国ではないが、オーストラリア、ニュージーランド及びノルウェーも6ヵ月で発動するプログラムをもっている。

労働力の活性化政策の効果を考える上では、参加者が「継続的な」仕事に就いたかという点が重要である。確かに多くの活性化政策において、失業からの脱出率（exit rates from unemployment）は上昇している。しかしいったん失業を脱してもすぐ元に戻るようになるならば、政策の意義は小さい。例えばイギリスのニューディール政策が導入された1998年4月から2001年10月までの間に、若年失業者の数は約34万人減少したが、そのうち3万3000人は再び6ヵ月以上の長期失業者としてニューディールに戻っているというイギリス

³⁵ 逆にいえば欧米と異なり若年失業対策が十分でない日本では、親に依存する他ない。つまり日本の雇用保険は社会保険であり、保険料を拠出していなければ受給できず、学卒未就業者や学校中退者は対象とならない。これに対し例えばドイツ等では、失業保険の他に失業扶助と呼ばれる「税を財源とする所得保障制度」があり、失業者は保険料を拠出していなくとも受給し得る。日本にも生活保護はあるがこれは要件が極めて厳しく、特に若年失業者を対象としたものではない。さらに言えば日本では同様の問題が、雇用保険が切れた後の壮年失業者について生じている（貯金を食い潰すしかないなど）。

³⁶ social assistance benefits. 保険料を拠出していなくとも所得保障のために国庫から支払われる手当。

³⁷ 「若年に対するコミュニの責任に関する法律（1995年第706号）（Lag om kommuners ansvar för ungdomar(1995: 706)）」。この法律は20歳未満の若年を対象としている。1997年には20-24歳について政令（förordning）により同様の措置をとった（1997年第1278号）。

³⁸ OECD *Op. cit.* (脚注2), p.34による。三谷 前掲(24) p.26によれば、「デンマーク、フィンランド、フランス、オランダおよびイギリスでは、このガイドラインに沿った法的措置をすでにとっている」。

会計検査院の報告がある³⁹。さらに減少した 34 万人のうち大半は、好景気によって遅かれ早かれ就職できたのであり⁴⁰、政策が直接寄与して減った若年失業者は 2000 年 3 月までの 2 年間で 2 万 5000 から 4 万 5000 人とどまるという。そして政策の効果は単に失業者数や就業者数の一時的な変化だけで判断するのは適切でなく、労働市場全体の中長期的な動向を見据える必要があり、よって就業能力 (employability) の改善度や新規雇用数など、政策の効果を数量化して監視し得る測定方法が設計されるべきだと同報告は勧告している。

労働力の活性化政策には多額の費用がかかる。若年失業者に対する教育訓練、あるいは後述する公的部門での直接雇用や民間企業への雇用補助金のために税金が投入される (活性化政策には労働力需要側への政策が組み合わされることが多い)。活性化政策がうまく働いているとされるデンマーク、オランダなどでは (労働力の質の向上を目的とした) 積極的政策⁴¹への支出が GDP 比でかなり高いものになっている。支出が高いときには特に、政策評価にあたって教育訓練への非生産的で長すぎる滞留が生じていないかを考える必要がある。教育訓練への参加や公的部門での直接雇用などは「隠れた」失業といえなくもない。実際なるべく早くに自力で職を見つけてもらった方がコスト的には助かるのである。この点ノルウェーには幅広く適用される長期の失業保険があって、若年は失業していればほぼ受給資格を有するが、にもかかわらず失業率を低く抑えるのに成功し、積極的政策への支出もひどく高いわけではない。これは支出が高すぎる場合よりも成功例として適切である。

最後に「セーフティネット」アプローチについて簡単に述べておく。これは社会的に不利な状況にある若年が「社会の谷間に落ち込む」ことを防ぐものとして、労働力の活性化政策を補完する。すなわち失業者というよりは学校中退者などの非労働力人口 (失業中と公的に登録すらされていない若年) を対象とするものである。支援には学校、福祉事務所、公共職業安定所、自治体当局、専門家などによる地域レベルでのネットワークが有効である。例えばフランスの TRACE (「雇用にアクセスする道のり」) 政策 (1998 年開始) は、カウンセラーとの面接や緊急時の金銭・保健上の支援などを教育訓練と組み合わせる。またオーストラリアの JPET (「職業紹介、雇用及び訓練プログラム」) 政策 (1992 年開始) は、ホームレス化・難民化の危険のある若年や、犯罪歴のある若年を対象としている⁴²。

2 労働力需要側への政策

労働力の需要側 (雇う側、企業) への政策は、若年の雇用機会を量的に増大させるため

³⁹ 「ニューディール政策に対し、会計検査院が厳しい評価」『海外労働時報』325号, 2002.6, pp.23-24.なお就業可能性を数量化し得るものとして職業資格がある。本節(1)や『諸外国における職業能力評価制度の比較調査、研究 - イギリス - 』日本労働研究機構, 2002.8などを参照のこと。

⁴⁰ このことは dead-weight (代償なき出費) といわれる。樋口美雄『雇用と失業の経済学』日本経済新聞社, 2001.11, p.435を参照のこと。

⁴¹ 脚注 19 の公費支出の表では、消極的政策には失業補償と早期引退制度が含まれ、積極的政策には公共職業紹介、職業訓練、若年雇用政策、雇用補助金及び障害者雇用政策が含まれる。雇用補助金には民間企業への雇用補助金のほか、失業者の起業支援と公的部門での直接雇用が含まれる。

⁴² TRACE: Trajets d'accès a l'emploi, JPET : Job Placement, Employment and Training Programme.

の政策である。これには(1)直接的雇用創出政策と、(2)労働条件に関する政策がある。

(1) 直接的雇用創出政策⁴³

直接的雇用創出政策は、公的部門での直接雇用や民間企業への雇用補助金などにより直接的に雇用の場を作り出す政策である。費用は高いが即効性も高い。例えばフランスでは1997年10月にNSEJ(「新サービス、若年の仕事」)政策が導入されたが、同年9-12月に28%だった若年失業率が、2000年9-12月には19%まで低下した⁴⁴。

NSEJ政策の目的は若年に仕事を与えることと、同時に社会サービスの充実を図ることである。具体的には、社会的に必要とされているが未だ企業や行政によりカバーされていない(民間部門での営利・非営利の活動と競合しない⁴⁵)新しいサービスを公的部門や(NPOなどの)非営利部門が創出し、18-25歳(働いたことがなく失業保険の受給資格がない者は30歳まで)の若年を雇った場合に、国が5年間、法定最低賃金の80%の賃金補助と社会保険料を負担するというものである。費用は年間約40億ユーロ(約5000億円、2000-2003年)である。被用者数は2001年末までで約35万人になる。例えば2001年には8万2000の仕事が非営利部門(スポーツ、文化、環境及びコミュニティサービスなど)で、6万4000の仕事が地方自治体で、3万4000の仕事が公的・準国家機関で、7万の仕事が国の教育制度で(主に教育アシスタント)、2万5000の仕事が国家警察で(主に公安警察官)、そして2000の仕事が司法部門で創出された。

このような政策の抱える本質的な問題として、補助金が切れる時期になったらどうするのかということがある。NSEJでは補助金は5年間なので、政策導入時の1998年に作られた仕事は2003年には補助金が切れる。期限切れが迫るにつれてフランスでも議論が沸騰した。確かに契約終了の前に途中で辞める者も毎年約10-20%おり、そのうち何人かは途中から同じ使用者の下で補助金なしの雇用に移行できた者である。またNSEJの仕事が商業的に採算のとれるものになったり、あるいは新サービスの社会的有用性を認識した公的部門が、補助金なしでも財政的に維持していくことを決めたりする場合もある。それでも1998年に雇われた若年の半数近くが補助金切れの影響を受けるとされる。

2001年6月フランス政府は次のように若年の仕事の「固定化」を宣言した。すなわち若年が他の仕事に移れるようにするための措置をとる。これには追加訓練、NSEJでの専門的な仕事経験に対する資格認定、公務員試験の受験準備に対する支援、公務員になる際のNSEJでの仕事経験の考慮、各人の個別行動計画の策定などが含まれる。国(教育、警察、司法当局)はNSEJの仕事廃止せず、例外的にさらに5年間(補助金なしで)追加の雇用措置をとる。悪条件の地域や都市部の自治体と、NPOなどの非営利部門は、財政的に

⁴³ この項では、OECD *Op. cit.* (脚注2), pp.35-40 及び「若年者雇用法案が成立」、「若年者雇用促進計画の継続を発表」『海外労働時報』263号, 1997.12, pp.57-60, 314号, 2001.8, pp.40-41 を参照している。

⁴⁴ NSEJ: Nouveaux Services, Emplois Jeunes. この政策は「若年者の雇用のための活動展開に関する1997年10月16日の法律第940号(LOI n° 97-940 du 16 octobre 1997, LOI relative au développement d'activités pour l'emploi des jeunes)」に基づく。なおフランスの最近の立法として脚注51を見よ。

⁴⁵ 既存の仕事を代替してしまうことを substitution effects(代替効果)という。樋口 前掲(脚注40) p.435.

は引き合わないが社会的に有用と認められた NSEJ の仕事を継続するために、さらに 3 年間の補助金を受けることができる。ただし額は減額される。

このように直接的雇用創出政策の効果は時間とともに逡減する。ただ政府は全ての NSEJ 参加者が専門的技能を得て終了することを期待している。すなわち直接的雇用創出政策は、若年が正規の仕事を見つけるまでのつなぎの役割を果たす。

このほか直接的雇用創出政策の最近の事例としては、ベルギーの CPE (「最初の仕事契約」) 政策がある (2000 年開始)。これは従業員 50 人以上の企業に対し、従業員の 3% の若年を雇うよう割り当て義務を課すものである⁴⁶。また韓国では政府が企業に補助金を出してインターンシップを促進している (1999-2002 年)。

(2) 労働条件に関する政策⁴⁷

労働条件に関する政策は、最低賃金の引き下げや非正規雇用の拡大などにより企業の労働コストを引き下げることによって労働力需要を喚起する政策である。例えば若年にのみ特別低い最低賃金を適用する国は、最低賃金制度を有する OECD17 カ国のうち 10 カ国に及び(日本はそうではない)⁴⁸。前述の訓練生制度(最低賃金の適用除外)や直接的雇用創出政策(社会保険料の負担軽減)など、他の政策と組み合わせて用いられることもある。また雇用保護規制の厳しい国ほど若年失業率が高い傾向があり、1980 年代からは非正規雇用に拡大する方向で規制を緩和する流れがある。

若年失業の何が問題なのか - 結びにかえて -

結びにかえて若年失業の何が問題なのかを考えてみる。若年失業者の多くは年金、医療、失業などの社会保険制度に加入していない。国民が連帯してリスクに備えるという社会保険の趣旨からして制度の存続が危うくなる。職業上の技能を身に付ける機会が失われる。当人にとっても日本経済にとっても先行きが不安なものになる。上記のような理由から将来の貧困層を形成する可能性がある。犯罪、ホームレス増加などの社会不安をもたらす。このように若年失業は極めて広範囲に及ぶ社会問題を次々に誘発する起爆装置ともなりかねないことから、日本でも対策が望まれる。日本の若年失業率は 10 年前の 2 倍である (1990 年 4.3%、2001 年 9.7%、15-24 歳、OECD 調べ)。

⁴⁶ CPE: Convention de premier emploi. この政策について OECD *Op. cit.* (脚注 2), pp.37-38 から更に詳細を述べると、公的(教員を除く)・非営利部門の割り当ては 1.5%である。割り当てに満たない場合には若年 1 人につき 1 日 75 ユーロ(約 9400 円)の罰金(fine)が課される。対象となる若年は 学校を中退して 6 ヶ月以内の者、 25 歳以下、 30 歳以下の 3 段階に分かれ、地域の労働市場の状況に応じて から順に雇用される(「カスケード(段々滝)システム」)。高卒未満の若年については社会保険料の使用者負担が軽減される。雇用契約は職業訓練や訓練生制度と組み合わせてパートタイムでもよい(ただしハーフタイム以上)。使用者は訓練のために賃金(通常の労使協定による)の 10%を流用できる。契約期間は 12-36 ヶ月である。契約終了後も期間の定めのない契約で雇用を継続し、従業員数が増える場合には社会保険料が軽減される。政府の負担は毎年約 1 億ユーロ(約 125 億円)である(主に社会保険料の減額分の負担)。

⁴⁷ これに関する記述は OECD *Op. cit.* (脚注 2)では省略されている。三谷 前掲(24) pp.27-30 を参照した。

⁴⁸ “Table 2.1.” (各国の最低賃金制度一覧) OECD, *Employment Outlook 1998*, 1998.6, pp.33-35. ただし最低賃金の上昇が若年失業に与える影響はほとんどないとのことである(三谷 前掲(脚注 24) p.30)。

付表 1 OECD 諸国の最近の若年雇用政策一覽⁴⁹

学校から職業への移行を支援する政策

	背景と目標	対象者	主な内容	期間、予算、等
オーストラリア 仕事への小径プログラム (JPP)	最近学校を中退したか、又は近い将来学校を中退するつもり若年を支援すること。	15-19 歳。	地域の労働市場、使用者の要望、キャリアの選択肢に関する情報を提供し、やる気と自信を付けさせるための支援を行う。	1995 年導入。7 万人の若年に支援を行った。費用は 2000/01 年で 2200 万豪ドル。サービスの提供は民間等に委託されている。
職業紹介、雇用及び訓練プログラム (JPET)	様々な社会的ハンデを負っている若年を支援すること。	15-21 歳で、ホームレスや難民になる危険のある者、以前福祉サービスを受けていた者又は犯罪歴のある者。	基本的な生活能力と雇用され得る技能を身につけるのための実地訓練及び個別的な (例えば薬物濫用、経済的、法律的、文化的な) 問題への支援。	1992 年の試行プログラムの後、1990 年代後半を通じて拡大。2000/01 年の費用は 1800 万豪ドル、サービス提供者は 136 業者。
ベルギー 若年プラン +	長期失業を減らし、技能の低い若年が見つかるのを支援すること。	後期中等教育 (高校) の修了証書なしに学校を中退して 3 ヶ月以内の 25 歳以下の若年。	4 段階ある。最初の分析。(仕事調べ、訓練等を含む) 総合契約。月ごとの監査。最終評価。	2001 年で、予算は 2500 万ユーロ、約 3 万人が参加。
ルクセンブルク 一時的仕事体験契約 (CAT)	若年が職業への円滑な移行を達成できるように支援すること。	少なくとも 1 ヶ月間、公共職業安定所に登録されている 30 歳以下の若年。	12 ヶ月まで更新可能な 3 ヶ月の契約。若年には、非熟練労働者の最低賃金に相当する手当を給付し、民間部門の使用者には 50% を国が払い戻す (公的部門では 95%)。	監査システムを改善し、期間を 9 ヶ月に減らし、メンター (助言指導員) の役割を強化する改革が進行中。
オランダ 若年窓口	学校を中退して仕事が見つかるのが困難な若年を支援すること。	学校を中退した若年。	教育、労働、所得補助及び福祉サービスを組み合わせた包括的なアプローチ。	試行は 2002 年から。
地域登録及び調整規則 (RMC) ⁵⁰	若年の早期中退を防ぐこと。	学校を中退する若年。	学校中退者に関する情報の登録システムを創設する。	
イギリス コネクション	10 代の個人の成長を支援すること (職業への移行ではなく)。	10 代 (13-19 歳)。	総合的な助言、指導及び個人の成長の機会を提供する。	2000 年開始。

⁴⁹ “Annex 1.A.” OECD *Op. cit.* (脚注 2), pp.49-52 を全訳した。ただし脚注は筆者による。なおここでは「学校から職業への移行を支援する政策」と「積極的労働市場政策」に分類してあるが、両者の区別は曖昧とのものである (Ibid., p.49)。

⁵⁰ 「学校中退の登録及び調整に係る地域の任務に関する規則 (Regels regionale meld- en coördinatiefunctie voortijdig schoolverlaten (Staatsblad 636 van 6 december 2001))」。

若年のための積極的労働市場政策

	背景と目標	対象者	主な内容	期間、予算、等
オーストリア 訓練生制度の受け入れ企業開拓のための特別プログラム	訓練生制度の受け入れ企業の不足に対処すること。	25歳以下。	補助金が受け入れ企業に交付される。女性及び社会的に不利な状況にある若年の場合には補助金が高い（通常の6000オーストリア・シリングに対し8000オーストリア・シリング）。	1996年開始。
若年のための「セーフティネット」計画	訓練生制度の受け入れ企業の不足に対処し、若年失業を減らすこと。	若年失業者。	職業訓練を行うとともに、訓練生制度の受け入れ企業を探しているが見つかることができなかった若年に対して特別の支援を提供する。	1998年11月開始。2000年の予算は2億5000万オーストリア・シリング（2000万ユーロ）。
オーストラリア 相互義務	失業者が積極的に仕事を探し、失業者を支えるコミュニティに何かお返しができるようにすること。	6ヵ月間、社会扶助を受給していた18-24歳の若年。現在は49歳まで拡大。	パートタイムの仕事、ボランティア、コミュニティのための仕事体験又は様々な特別プログラムといった1以上の選択肢に最低限の期間参加することを義務づけられる。参加を拒否すれば手当が削減される。	1998年7月開始。漸次拡大し、最近では2002年7月に拡大。
ベルギー 最初の仕事契約（いわゆる「ロゼッタ計画」）	若年が見つかるのを支援すること。	25歳以下（仕事がない地域においては30歳以下）。	脚注46を見よ。	2000年4月開始。2002年1月までに8万6000人が参加。
デンマーク 若年特別パッケージ	正式な資格取得につながる教育又は訓練プログラムへの参加の動機づけを与え、長期失業を防ぐこと。	6ヵ月間、失業手当を受給していた18-24歳の若年。	正式な教育又は訓練を受けていない参加者は、失業保険の50%に相当する手当を受けながら、少なくとも18ヶ月間、教育又は訓練を提供される。	正式な教育又は訓練を修了していない若年に対して1996年に開始。1999年に18-24歳の全ての若年に拡大。
フィンランド リハビリの仕事体験	重度の長期失業者を支援すること。	失業期間8.5-12ヵ月の若年求職者。	失業扶助（所得補助）を受けながらの4ヶ月間の仕事体験。25歳以下の若年については参加は強制。雇用当局と地方自治体の協力を必要とする。	2001年9月開始。

フランス ⁵¹ 新サービス、若年の仕事 (NSEJ)	サービス分野で新たな仕事を作るにより若年失業を減らすこと。	18-25 歳。働いたことがなく失業保険の受給資格がない者や障害者は 29 歳まで。	本文「 2 (1)直接的雇用創出政策」を見よ。	1997 年 9 月開始。2001 年 8 月までに 33 万 6000 人が参加。
TRACE (雇用にアクセスする道のり)	18 ヶ月まで続く支援の課程の中で、若年を継続的な雇用に就かせること。	大きな社会的困難を有する 25 歳以下の若年。	(個別のメンターによる) 動機づけや専門的な支援を用いて(訓練、職探し等の)入職ルートを組み立てる。その課程の間、所得補助が支給される。	1998 年 7 月開始。2001 年 8 月までに 13 万 1200 人が参加。
ドイツ 若年失業を減らすための即時行動プログラム (JUMP)	通常の積極的労働市場政策を補完して、若年失業を減らすこと。	訓練生制度の受け入れ企業を探しているが見つからない者、失業者又は資格や仕事を持たない者で、通常の施策の対象とならない若年を含む。	教育と訓練、訓練生制度の受け入れ企業の開拓支援、雇用補助金、雇用創出計画、社会的・助言的な支援。	1999 年 1 月開始。2000 年末までに 26 万人が参加し、8 万人が参加中。毎年の予算は欧州社会基金 (European Social Fund) ⁵² との共同出資で 10 億ユーロ。
イタリア 仕事交付プログラム	南部その他の問題地域における若年失業を減らすこと。	30 ヶ月以上失業していると登録されている 21-32 歳の若年。	(従業員 100 人以下の) 中小企業での最長 12 ヶ月までの訓練と仕事体験。	1998 年開始。社会保障基金 ⁵³ がこのプログラムに責任を負う。
日本 ⁵⁴ 新卒者のための雇用支援施策	新卒者が雇用を見つけるのを援助すること。	高校・大学の卒業生で未だ仕事を見つけていない者。	公共職業安定所が仲介者としての役割を演じ、就職説明会 (ジョブ・フェア)、仕事情報、カウンセリング及び職業紹介のようなサービスと職業訓練を提供する。	2000 年には、高卒者向けの就職説明会が 183 回、大卒者向けの就職説明会が 288 回、開催された。

⁵¹ フランスの最近の立法として「企業での若年雇用を支える体制の創設を支援する 2002 年 8 月 29 日の法律第 1095 号 (LOI n° 2002-1095 du 29 août 2002, LOI portant création d'un dispositif de soutien à l'emploi des jeunes en entreprise)」がある。これは民間企業での期間の定めのない社員としての採用を促進するもので、NSEJ が公的部門を中心とした期間限定的な雇用創出政策であるのと対照的である。対象は 16-22 歳で最も低い資格しか (又は全く資格を) 持たない若年である。これらの若年を期間の定めのない雇用契約で雇い入れた従業員 250 人未満の企業は、2 年間は若年の社会保険料の使用者負担分を全額免除され、3 年目には半額を免除される。2005 年の利用見込み人数は 20 万 4000 人、国の負担は 5 億ユーロとされる (『低資格若年者のための雇用促進策を策定』『海外労働時報』329 号, 2002.10, pp.26-27)。

⁵² 欧州社会基金は EU の補助金制度で、職業訓練や雇用創出などの事業に対し、25-50%の補助を行うものである (濱口桂一郎『EU 労働法の形成 増補版』日本労働研究機構, 2001.3, pp.244-249)。

⁵³ 社会保障基金 (social security fund) とは、社会全体又はその大部分を対象として社会保障給付を行うことを目的とする組織で、政府により設立されたか、あるいは政府の監督や資金援助を受けているものをいう。例えば日本では国民年金、厚生年金、公務員共済組合などがある (『経済辞典 第 3 版』有斐閣, 1998.1)。

⁵⁴ 日本の最近の動きとして「トライアル (試行) 雇用」がある (2001 年 12 月開始)。これは公共職業安定所が紹介した学卒未就業者などを 3 ヶ月間試行的に雇用した企業に対し、月額 5 万円を支給するものである。教育訓練の費用も 6 万円まで補助する。企業が能力を認めれば本採用へ移行する。

韓国 政府支援のインターンシップ・プログラム	若年の就業能力の向上を支援すること。1997年の経済危機による大卒失業の増加が背景にある。	18-30歳の高校・大学卒の失業者。	企業はインターン（産業の現場での体験実習生）として若年失業者を雇い、インターン1人につき月50万ウォン（約400ユーロ、フルタイム労働者の平均賃金の1/3）の賃金補助を3ヵ月間支給される。最初の3ヵ月経過後も雇用を継続する企業には、その時点で次の3ヵ月分の賃金補助が支給される。	2000年には5万6600人が参加し、予算は1100億ウォン（1億ユーロ）。
オランダ 個人行動計画	求職者雇用法（WIW）及び失業手当法による。	23歳までの若年失業者。	地方自治体が職業安定所と協力して個人のニーズに沿ったプログラムを提供する。12ヵ月以上失業している若年には企業への補助金付きの仕事が提供される。	1998年の求職者雇用法 ⁵⁵ に基づく。
スウェーデン 地方自治体の若年プログラム	1990年代中盤における若年失業の急増に対処するために導入。	20歳以下。	地方自治体は、若年の失業後100日以内に、かつ若年が20歳になるまでに職場実習又は類似の活動を提供すべきである。	1995年開始。（調査が行われた）2000年の4ヶ月半の期間中には平均1万3000人が参加していた。
若年保障	長期失業を減らすこと。	失業保険又は社会扶助を受けている20-24歳の若年長期失業者。	最長12ヶ月間、個人行動計画に基づく個人向けサービスを提供する。	1998年開始。2002年末まで。
世代交代	若年長期失業者が仕事を得るのを支援すること。	3ヵ月間失業している19歳の若年、12ヵ月間失業している35歳までの成人及び63歳以上の高齢労働者。	仕事を辞めた高齢労働者に対し最長2年間の補償金が支払われる。使用者は辞めた高齢労働者の代わりに左記の19-35歳を雇わなければならない。	1998年から2000年まで。費用は国（3/4）と企業（1/4）が出す。
イギリス 若年のためのニューディール	「福祉から仕事へ」戦略の一環として若年長期失業を減らすこと。	6ヵ月以上失業している18-24歳。	（地域の公労使やボランティアなどによる）地域の協力体制とパーソナル・アドバイザーの役割を重視する。個別カウンセリング期間の後、参加者は6ヶ月間、教育又は雇用事業に参加しなければならない。	1998年開始。2001年11月までに73万人が参加、同時点で8万人が参加中。

⁵⁵ 「求職者支援（雇用）法（Wet inschakeling werkzoekenden（Staatsblad 760 van 30 december 1997））」

付表 2 欧米の若年雇用政策の分類と評価⁵⁶

制度・政策	内容	例	評価
・労働供給面への政策 1.若年の就業能力を高める政策 (1)訓練生制度(Apprenticeship)	学校教育と職業訓練の組み合わせ	ドイツの dual system 等	評価は高い。
(2)学校教育改革	職業高校資格の二重資格化	フランスの職業バカロレア ⁵⁷ 等	
	仕事経験を取り入れた学校教育等	アメリカの WBL ⁵⁸ 、Career Academy ⁵⁹ 等	WBL の評価は低い。Career Academy の評価は高い。
2.失業者および失業の危険の高い若年への政策 (1)中途退学の防止策		移民労働者の子弟への支援等	
(2)包括的雇用対策プログラム（積極的労働市場政策）	求職者等への教育・職業訓練・就業支援	フランスの適応契約、技能契約 ⁶⁰ 、アメリカの JTPA、Job Corps ⁶¹	あまり効果がない。しかし、集中的持続的なものは一定の効果。
・労働需要面への政策 1.若年への労働需要を拡大する政策 (1)最低賃金・社会保険料政策	若年みの特別最低賃金、若年雇用の社会保険料事業主負担分軽減、賃金補助	イギリスの New Workers' Scheme ⁶² 等の若年特別最低賃金	あまり大きな効果はない。
(2)雇用保護規制の緩和政策	有期雇用の条件緩和	フランス、ドイツ、スペイン等	若年の有期雇用の拡大。
(3)直接的雇用創出政策	公共部門等での失業対策事業	フランスの連帯契約 ⁶³ 等	あまり効果がない。

(出典)三谷直紀「若年労働市場の構造変化と雇用政策 欧米の経験」『日本労働研究雑誌』490号, 2001.5.

⁵⁶ 三谷 前掲(脚注 24) p.24。以下の脚注 58,59,61,63 も左記 pp.23-28 を参照した。

⁵⁷ 中等教育の修了免状。『フランスの職業教育訓練』日本労働研究機構, 1997.7, pp.41-61 を参照のこと。

⁵⁸ WBL: Work-Based Learning. これには(学校と企業の)協同教育(Cooperative Education)や短期的職場体験プログラム、さらには単に仕事の世界を知るだけのプログラムなど、対象学年や期間、体系的な組織化の程度などの点で異なる様々な制度がある。訓練生制度との違いについて脚注 31 を見よ。協同教育では実際の職場における作業は学校の正課の一部であり、賃金が支払われる。アメリカやカナダでは高校の最後の 2 学年で約 10%の学生が参加し、毎日の授業時間の約半分が職場での作業に割り当てられている。

⁵⁹ 比較的大きな高校の中に設けられたサブスクールで、次の点を特徴とするコースである。少人数教育であること。大学進学のための普通科目と就職のための職業科目を組み合わせた授業を行い大学進学への資格も取れ、かつ就業能力の向上にも役立ち、さらに進路指導等も受けられること。企業と連携して授業への助言を得たりインターンシップ等の職場訓練の場を提供してもらうこと。

⁶⁰ ともに在学も就業もしていない 16-25 歳を対象とする。若年は企業と 0.5-2 年の期限付き雇用契約を結び職場実習と職場外での教育を交互に受ける。財源は全て企業もつ(人件費の 1.5%に当たる訓練税のうち 0.4%を支出することが義務づけられている)。1982 年開始(日本労働研究機構 前掲(脚注 57) pp.90-99)。

⁶¹ JTPA: The Job Training Partnership Act は、教室での職業訓練、民間企業での補助つきの職場訓練、職探しの支援等を行う。Job Corps(仕事団)は、社会的に不利な立場にある若年を自宅から離れたセンターに 1 年間居住させ、基礎教育、職業訓練、修了後の就職支援等の集中的な支援サービスを行う。

⁶² 19-20 歳の就業未経験者を雇い入れる雇用主に対し、賃金の一部を 1 年まで助成する。1986 年 4 月開始。

⁶³ 三谷 前掲(脚注 24)の文脈からして、直接的雇用創出政策における雇用契約を指すと思われる。

参考文献（ブックガイド）

日本の現状について例えば次の3冊がある。

- ・ 玄田有史 『仕事のなかの曖昧な不安 揺れる若年の現在』中央公論新社, 2001.12.
- ・ 大久保幸夫 『新卒無業。なぜ、彼らは就職しないのか』東洋経済新報社, 2002.5.
- ・ 宮本みち子 『若者が《社会的弱者》に転落する』洋泉社, 2002.11.

諸外国の若年雇用政策に関する日本語文献は少ない。最も簡潔によくまとまったものは、本文でも参照したが、次の論文と思われる。

- ・ 三谷直紀 「若年労働市場の構造変化と雇用政策 欧米の経験」『日本労働研究雑誌』490号, 2001.5, pp.19-32.

若年に限らないが、諸外国の最新の事情を知る上で次の逐次刊行物が参考になる。

- ・ 厚生労働大臣官房国際課 『海外情勢報告』(1999年以前は、労働大臣官房国際労働課『海外労働情勢』)(年刊)
 - ・ 日本労働研究機構 『海外労働時報』(月刊、毎年3月頃には特集号「国別労働基礎情報」)
 - ・ 日本ILO協会 『世界の労働』(月刊、毎年12月号には英独仏の「労働情勢」)
- 若年に限らないが、諸外国の個々の制度については日本労働研究機構の「資料シリーズ」及び「調査研究報告書」が詳しい。
- ・ 日本労働研究機構 『スウェーデンの職業教育・訓練制度』(資料シリーズ No.71)1997.3.
 - ・ 同 『フランスの職業教育訓練』(同 No.75)1997.7.
 - ・ 同 『イギリスの職業訓練』(同 No.78)1998.1.
 - ・ 同 『アメリカの職業訓練』(同 No.96)1999.11.
 - ・ 同 『ドイツの職業訓練』(同 No.103)2000.3.
 - ・ 同 『諸外国における職業能力評価制度の比較調査、研究 - イギリス - 』(同 No.127)2002.8.
 - ・ 同 『欧米における学校から職業への移行期の指導・援助』(調査研究報告書 No.102)1997.12.
 - ・ 同 『日欧の大学と職業 - 高等教育と職業に関する12カ国比較調査結果 - 』(同 No.143)2001.3.

若年に限らないが、諸外国における雇用政策の効果について分析した次の文献がある。

- ・ 樋口美雄 『雇用と失業の経済学』日本経済新聞社, 2001.11, pp.420-441. (「第9章第3節 各国における雇用法制・雇用政策はどのように評価されているか」)

この他、最近の論文で諸外国の若年雇用政策に関するものを挙げておく。

- ・ 堀内達夫 「フランスにおける雇用状況と青年のキャリア 「1992年世代」アンケート調査結果より」『技術教育研究』59号, 2002.1, pp.44-51.
- ・ 小杉礼子 「若年パートタイム・有期限雇用者の現状と問題 日本とオランダの高等教育修了者実態調査より」『日本労働研究雑誌』510号, 2002.12(特別号), pp.30-37.